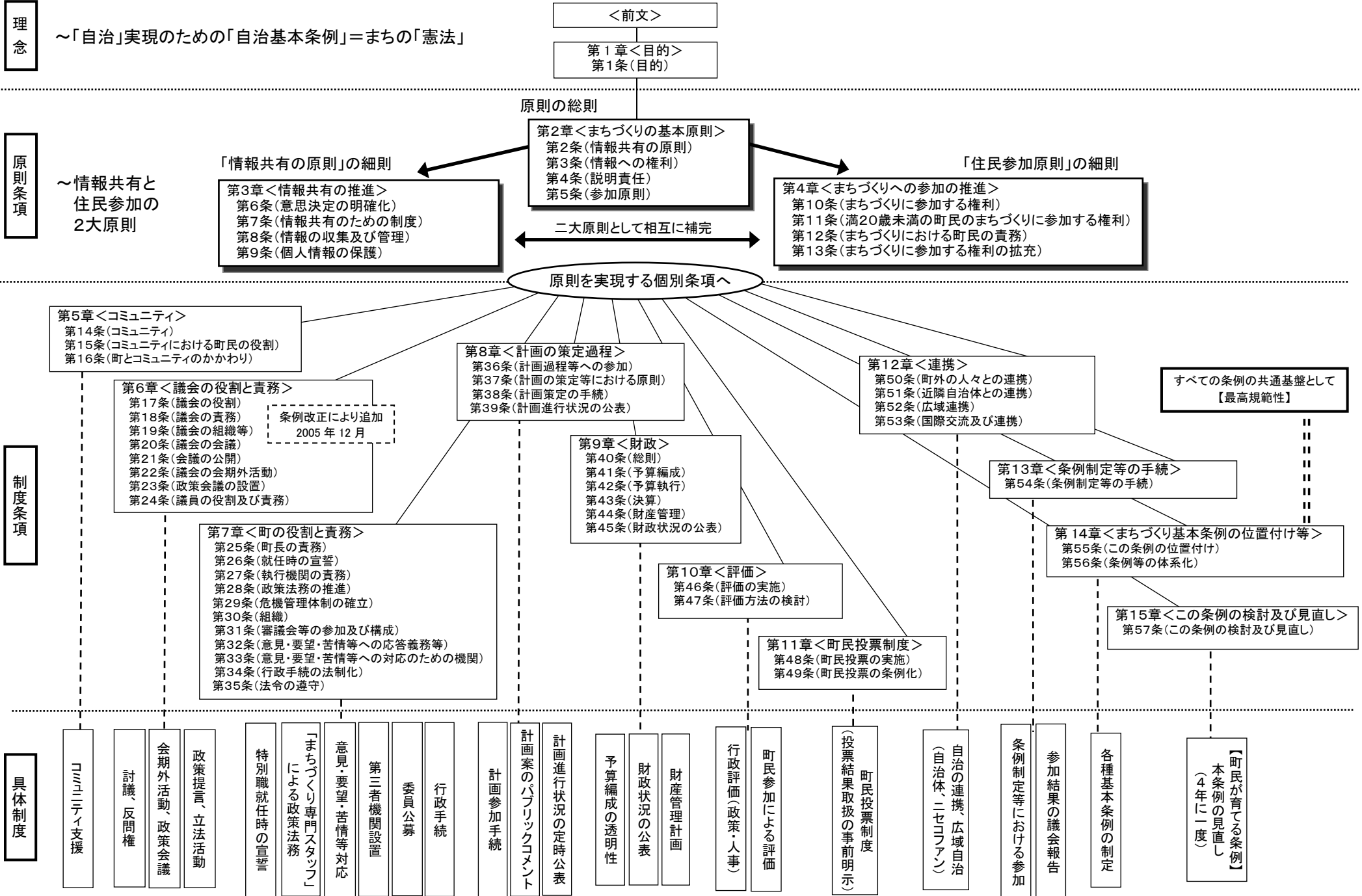


ニセコ町まちづくり基本条例の構造図



<前文>

第1章<目的>
第1条(目的)

原則の総則

第2章<まちづくりの基本原則>
第2条(情報共有の原則)
第3条(情報への権利)
第4条(説明責任)
第5条(参加原則)

「情報共有の原則」の細則

第3章<情報共有の推進>
第6条(意思決定の明確化)
第7条(情報共有のための制度)
第8条(情報の収集及び管理)
第9条(個人情報の保護)

「住民参加原則」の細則

第4章<まちづくりへの参加の推進>
第10条(まちづくりに参加する権利)
第11条(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)
第12条(まちづくりにおける町民の責務)
第13条(まちづくりに参加する権利の拡充)

二大原則として相互に補完

原則を実現する個別条項へ

第5章<コミュニティ>
第14条(コミュニティ)
第15条(コミュニティにおける町民の役割)
第16条(町とコミュニティのかかわり)

第6章<議会の役割と責務>
第17条(議会の役割)
第18条(議会の責務)
第19条(議会の組織等)
第20条(議会の会議)
第21条(会議の公開)
第22条(議会の会期外活動)
第23条(政策会議の設置)
第24条(議員の役割及び責務)

条例改正により追加
2005年12月

第8章<計画の策定過程>
第36条(計画過程等への参加)
第37条(計画の策定等における原則)
第38条(計画策定の手続)
第39条(計画進行状況の公表)

第9章<財政>
第40条(総則)
第41条(予算編成)
第42条(予算執行)
第43条(決算)
第44条(財産管理)
第45条(財政状況の公表)

第12章<連携>
第50条(町外の人々との連携)
第51条(近隣自治体との連携)
第52条(広域連携)
第53条(国際交流及び連携)

第13章<条例制定等の手続>
第54条(条例制定等の手続)

第14章<まちづくり基本条例の位置付け等>
第55条(この条例の位置付け)
第56条(条例等の体系化)

第15章<この条例の検討及び見直し>
第57条(この条例の検討及び見直し)

第7章<町の役割と責務>
第25条(町長の責務)
第26条(就任時の宣誓)
第27条(執行機関の責務)
第28条(政策法務の推進)
第29条(危機管理体制の確立)
第30条(組織)
第31条(審議会等の参加及び構成)
第32条(意見・要望・苦情等への応答義務等)
第33条(意見・要望・苦情等への対応のための機関)
第34条(行政手続の法制化)
第35条(法令の遵守)

第10章<評価>
第46条(評価の実施)
第47条(評価方法の検討)

第11章<町民投票制度>
第48条(町民投票の実施)
第49条(町民投票の条例化)

コミュニティ支援

討議、反問権

会期外活動 政策会議

政策提言、立法活動

特別職就任時の宣誓

「まちづくり専門スタッフ」による政策法務

意見・要望・苦情等対応

第三者機関設置

委員公募

行政手続

計画参加手続

計画案のパブリックコメント

計画進行状況の定時公表

予算編成の透明性

財政状況の公表

財産管理計画

行政評価(政策・人事)

町民参加による評価

町民投票制度

(投票結果取扱の事前明示)

自治の連携 広域自治 (自治体、ニセコファン)

条例制定等における参加

参加結果の議会報告

各種基本条例の制定

【町民が育てる条例】
本条例の見直し
(4年に一度)